

○談合情報対応マニュアル等の改正について（平成22年9月30日付け国地契第31号）

改 正 案	現 行
<p>別添2 談合情報対応マニュアル</p> <p>第1 通則</p> <p>2 公正入札調査委員会による審議等</p> <p>(2) 工事費内訳書のチェック</p> <p>① (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>② (略)</p> <p>第2 調査者結果を踏まえた入札手続等の取扱い</p> <p>1 落札決定前に談合情報を把握した場合</p> <p>(1) 談合の事実があったと認められるときの対応</p> <p>① 事情聴取等の調査を実施した結果、談合の事実があったと認められるとき（その疑義を払拭できないときを含む。）は、競争契約入札心得について（平成24年3月19日付け国官会第3170号、<u>国地契第90号、国北予第35号</u>）の別紙の競争契約入札心得の準則（以下「入札心得」という。）第5条を適用し、関係する入札参加者を入札に参加させず又は入札を取り止めるものとする。</p> <p>③ 上記①の場合、公正取引委員会に対しては、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条に関する手続について」（平成15年3月10日付け国地契第94号、国官技第305号、国営計第170号。以下「入契方手続通達」という。）の規定による通知をあわせて行うものとし、大臣官房地方課に対しては、当該通知の写しを報告するものとする。</p> <p>2 落札者決定後かつ契約締結前に談合情報を把握した場合</p> <p>(1) 明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得たときの対応</p> <p>① 事情聴取等の調査を実施した結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、<u>入札心得第6条第1項第9号</u>を適</p>	<p>別添2 談合情報対応マニュアル</p> <p>第1 通則</p> <p>2 公正入札調査委員会による審議等</p> <p>(2) 工事費内訳書のチェック</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>入札談合に関する情報の対象となっている案件が工事費内訳書の提出を求めることとされていないものであるときは、現に入札手続に参加している者（第1回の入札までに辞退している者を除く。）全員に対して、第1回の入札に際し（第1回の入札後に事情聴取等の調査を要すると認める旨を決定したときは、当該決定後速やかに）、工事費内訳書を提出するよう要請するものとする。</u></p> <p>③ (略)</p> <p>第2 調査結果を踏まえた入札手続等の取扱い</p> <p>1 落札者決定前に談合情報を把握した場合</p> <p>(1) 談合の事実があったと認められるときの対応</p> <p>① 事情聴取等の調査を実施した結果、談合の事実があったと認められるとき（その疑義を払拭できないときを含む。）は、競争契約入札心得について（<u>昭和38年4月22日建設省厚発第5号</u>）の別紙の競争契約入札心得の準則（以下「入札心得」という。）第5条を適用し、関係する入札参加者を入札に参加させず又は入札を取り止めるものとする。</p> <p>③ 上記①の場合、公正取引委員会に対しては、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条に関する手続について」（平成15年3月10日国地契第94号、国官技第305号、国営計第170号。以下「入契方手続通達」という。）の規定による通知をあわせて行うものとし、大臣官房地方課に対しては、当該通知の写しを報告するものとする。</p> <p>2 落札者決定後かつ契約締結前に談合情報を把握した場合</p> <p>(1) 明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得たときの対応</p> <p>① 事情聴取等の調査を実施した結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、<u>入札心得第6条第7号</u>を適用し、</p>

用し、すべての入札者の入札を向こうとするとともに、落札者の決定を取り消すものとする。

第4 その他

(1) 誓約書の提出後に独占禁止法違反等が判明した場合の指名停止期間の加重

誓約書を提出したにもかかわらず、その後独占禁止法第3条若しくは第8条又は刑法第96条の6第1項若しくは第2項違反があったと認められるときは、極めて不誠実な行為とみなし指名停止期間を加重して措置すること。

別紙2 (略)

別紙3 (略)

すべての入札者の入札を向こうとするとともに、落札者の決定を取り消すものとする。

第4 その他

(1) 誓約書の提出後に独占禁止法違反等が判明した場合の指名停止期間の加重

誓約書を提出したにもかかわらず、その後独占禁止法第3条若しくは第8条又は刑法第96条の3第1項若しくは第2項違反があったと認められるときは、極めて不誠実な行為とみなし指名停止期間を加重して措置すること。

別紙2 (略)

別紙3 (略)